

平成26年第2回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成26年11月28日）

（午前 9時58分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成26年歌志内市議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番川野敏夫さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会は、本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄幸君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案5件、報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成26年第3回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。
本日欠席されますのは梶議員であります。
以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第9号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第9号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、平成26年1月21日衆議院解散により、同年12月14日に衆議院議員総選挙が執行されることとなりました。

このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分をしたものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

次ページをお開き願います。

平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,281万2,000円とする。

2項は、省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費4項選挙費3目衆議院議員選挙費1節報酬45万6,000円の増額補正は、投・開票立会人及び管理者報酬で3節職員手当等158万4,000円の増額補正は、選挙事務従事者にかかる時間外勤務手当でございます。7節賃金18万7,000円の増額補正は、事務補助員及び投票管理者にかかる賃金です。8節報償費163万2,000円の増額補正は、選挙事務従事者報償金です。9節旅費5万7,000円の増額補正は、投・開票管理者立

会人及び選挙管理委員等の費用弁償で、11節需用費42万5,000円の増額補正は事務用品等消耗品費が33万4,000円、お茶等食糧費が2万6,000円、投票所入場券等印刷製本費が6万5,000円でございます。12節役務費34万2,000円の増額補正は郵便料22万2,000円、選挙公報配布手数料等が12万円です。13節委託料101万円の増額補正はポスター掲示場設置委託料等でございます。14節使用料及び賃借料53万1,000円の増額補正は、ポスター掲示板レンタル及び投票所施設等借上料でございます。18節備品購入費7万6,000円の増額補正は、組立式投票箱及び投票記載台各1台の購入費でございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

14款道支出金3項道委託金1目総務費委託金4節衆議院議員選挙費委託金630万円の増額補正は、衆議院議員総選挙執行経費であります。

以上で、報告第9号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ただいまの説明で、6ページの説明の中に開票の立会人、あるいは管理者、事務補助員、それから事務従事者、この人にかかる報酬ないしは賃金があるのですけれども、これ延べ人員にして何人ぐらいを想定しているのですか。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、大家総務課主幹。

○総務課主幹（大家浩二君） 投・開票事務にかかる人数の関係でございますが、報酬につきましては、期日前投票所に投票管理者が休日分として1名分、投票立会人の休日分として2名分、事務従事者分として休日分として1名分の、計休日が3日あることから、それぞれ期日前投票所の従事者の報酬の部分を計上しております。

また、当日の投票所の従事者としまして、投票管理者、7投票区あるため7人の1日分、また、各投票所の投票立会人の部分として2人の7投票所分の1日分、それから開票所の開票管理者1人の1日分、開票立会人10人分の1日分を報酬として計上しております。

また、報償費の中で期日前投票所の投票立会人として2人の8日分、当日投票所の投票管理者7人の1日分、職務代理者7人の1日分、事務従事者35人の1日分、事務局の部分といたしまして7人の1日分、開票所といたしまして、事務従事者53人の1日分をそれぞれ予算計上しているところであります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 延べ人員で、期日前当日投・開票合わせまして169人になります。

○議長（山崎数彦君） ほかに、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第9号について採決をいたします。

この件については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第9号は、報告のとおり承認されました。

議案第46号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 議案第46号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第46号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

初めに、このたびの改正の根拠となります平成26年人事院勧告の概要につきまして、資料に基づき説明いたします。

議会資料2ページ、上段をお開き願います。

人事院勧告の概要として関係部分を抜粋しておりますので、ごらん願います。

給与勧告のポイントであります。給与改定の内容と考え方として月例給、（1）俸給表につきまして、民間給与との較差1,090円、0.27%を埋めるため世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置きながら平均0.3%の俸給表の水準を引き上げることとされ、また、（2）通勤手当につきましては、交通用具使用者にかかる通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ、100円から7,100円まで引き上げることとなっております。

次に、ボーナス、期末勤勉手当になりますが、民間の支給割合に見合うよう3.95カ月分から4.10カ月分へ引き上げとなっております。引き上げとなった0.15カ月分につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分され、本年度につきましては12月期に支給される勤勉手当に0.15カ月分、27年度以降においては6月及び12月期の勤勉手当が均等になるよう0.075カ月分ずつ引き上げられることとなっております。

それでは、議案に戻りまして、提案理由は、国家公務員の給与改定に準じ、給料月額及び通勤手当・勤勉手当の改定を行うため、歌志内市職員給与条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページ、本文に参ります。

歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明申し上げますので、臨時会資料の2ページから22ページまでをごらん願います。

第1条、歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号イ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号エ中「8,900円」を「10,000円」に改め、同号オ中「11,300円」を「12,900円」に改め、同号カ中「13,700円」を「15,800円」に改め、同号キ中「16,100円」を「18,700円」に改め、同号ク中「18,500円」を「21,600円」に改め、同号ケ中「20,900円」を「24,400円」

に改め、同号コ中「21,800円」を「26,200円」に改め、同号サ中「22,700円」を「28,000円」に改め、同号シ中「23,600円」を「29,800円」に改め、同号ス中「24,500円」を「31,600円」に改め、同項第3号イ中「4,100円」を「4,200円」に改める。

これは交通用具使用者にかかる通勤手当について、公務員における現行の手当額が民間事業所における支給額を平均で10%以上下回っていることから、自動車等により通勤することが必要な職員の負担に配慮するため手当額を引き上げるものでございます。

第34条の2第2項第1号中、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

附則第27項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。

これは平成26年12月期の勤勉手当を再任用職員以外の職員については0.15カ月分引き上げ、再任用職員については0.05カ月分引き上げるものでございます。

また、この引き上げに伴い55歳を超える行政職6級相当職員の勤勉手当の減額にかかる規定もあわせて改正するものであります。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

これは給与について官民較差を算出したところ、国家公務員給与が民間給与を平均0.27%下回っていたため、人事院勧告に伴う国家公務員の俸給表の改定に準じ給料表を改正しようとするものでございます。

第2条、歌志内市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第34条の2第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

附則第27項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

これは再任用職員以外の職員については、平成26年12月期に0.15カ月分引き上げた勤勉手当を平成27年以降において、6月期及び12月期の勤勉手当に均等になるよう0.075カ月分ずつ配分し、再任用職員についても0.05カ月分引き上げた勤勉手当を同様に0.025カ月分ずつ配分しようとするものでございます。

また、この改正に伴い55歳を超える行政職6級相当職員の勤勉手当の減額にかかる規定もあわせて改正するものであります。

附則。

(施行期日等)。

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

これは平成27年4月1日以降の勤勉手当にかかる支給月数の施行期日を定めるものであります。

第2項、第1条の規定（歌志内市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第34条の2第2項及び附則第27項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（同項において「改正後の条例」という。）の規定は平成26年4月1日から、同条の規定（給与条例第34条の2第2項及び附則第27項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

これは、第1条に規定した通勤手当の引き上げと給料表の改正は平成26年4月1日から適

用し、平成26年12月支給分の勤勉手当に関する改正は、同年12月1日から適用しようとするものでございます。

(給与の内払)。

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

これは、平成26年4月1日から適用する第1条の規定による給与について、改正前の支給済みの給与が改正後の条例の規定による給与の内払とみなす規定を設けるものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(山崎数彦君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番(原田稔朗君) 上げたらだめだという意味でございませぬので、実は歌志内市の場合は、今までずっと人事院勧告どおり実施をしてまいりました。それで今回もそういうことで実施をするというふうな提案でございませぬ。

そこで、ちょっとお伺いをしたいのですけれども、これ新聞の報道ですけれども、公務員の給与の引き上げ決定、人勧を完全実施と、こういうことで政府は7日の給与関係閣僚会議で2014年の国家公務員の引き上げを人事院勧告どおり上げると、こういうようなことであります。そして、今説明があったように、中身は0.27の勤勉手当はこうこうこうですよとなっています。

そこで、特に今回は何かこの報道を見る限りでは、これ国です、まずね、民間と比べて高いと指摘されている地方の出先機関の職員給与を2015年度から段階的に引き下げると、まずこれは国の職員のことを言っているわけですね。それから、また地域の民間給与の水準というのは今まで勧告の中ではなかったような気がするのですよ。特に今回はそういうのが出てきているのですよね。それで、また地域の民間水準を上回っている地方自治体に対しては、給与引き上げを要請いたしますと、こういうふうになっているのですね。

それで、補正予算の資料の13ページ、給与明細書の職員の1人当たりの給与、平均給与月額、これは一般行政職ですね32万4,905円、それから平均給与月額、これは手当も何も含むのだと思うのです37万398円、このようになっていきますね。それで、先ほど申しましたように、それでは歌志内市は地域の民間の水準給与をどのように押さえているのか、それからもう一つは、もし万が一民間の水準より高いとすれば、このまま今回提案あったやつで上げたとすればペナルティがないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長(山崎数彦君) 大家総務課主幹。

○総務課主幹(大家浩二君) 当市においては、特に民間事業者の給与との比較は行っておりません。また、たとえ民間事業者の給与を押さえていてそれを上回る給与としても、特に国からはペナルティ等はございません。

以上です。

○議長(山崎数彦君) 原田稔朗さん。

○5番(原田稔朗君) 今の答弁です、民間の給与は押さえてませんと、確かにそうすよ。それで、例えば札幌市の場合は人事委員会がありまして、そして、人事委員会があるから、これは常に押さえているのですよ。それで札幌市の勧告を見ますと、民間企業と比較をして札幌市の職員は高いので、4%の削減という勧告を出しているのですよ。

それで、私も恐らく民間の給与というのか賃金というのかな、その水準は押さえてないと思うのですよ。ただ、これから市の行政を執行していくためには、やっぱり市の経済がどうなっ

ているかということは、給与ばかりでないですよ、私、非常にこれから大事だと思うのですよ。それで、そういうことを何らかの方法で、例えば年に1回ぐらい、歌志内の経済はどのようになっているのだろうかというような調査が必要でないかと思うのですけれども、できないのならできない、私はやっぱり押さえる必要があるのではないかということで考えているのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 地域の経済環境を知る上では非常に重要なことだと思います。ただ、個人の給与ということになりますと、こちらのほうで協力を要請した場合、どこまでそれぞれの会社が協力していただけるかというの、また難しいところがあるのかなと思いますが、調査することについては、私ども決してやぶさかではございません。機会をとらえてそういう関係機関にちょっとそういうことも可能かどうか、協力していただけるかどうか、そのあたりもちょっと打診してみたいと、そのように思います。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 一つお聞きしたいと思います。

今回の月例給と期末勤勉手当の引き上げ、これは7年ぶりに引き上げることとなっております。しかし、その一方で15年度から給与制度の総合見直しということで、地域間の給与配分だとか世代間の給与配分の見直し、俸給表の水準を平均2%引き下げることが国のほうで決められました。

今回、人事院勧告に基づいてやっているのですけれども、この給与制度の総合的な見直し、これは今後歌志内市としてどう対応していくのかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 大家総務課主幹。

○総務課主幹（大家浩二君） 本年平成26年の人事院勧告におきまして、今、議員さんがおっしゃられるとおり、平成27年4月から平均2%引き下げられる給料表の改定とあわせまして、地域手当の見直しも勧告されております。

当市におきましては、今後この内容について精査を進めまして、市職員労働組合とも協議を行いながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） もう来年からの話ということになります。できるだけ早く組合のほうとも話し合いをされたほうが良いと思うのですけれども、その辺はどういうふうに話を進めていくのかお聞きしたいと思います。

あと、これまでの基準を変えて削減を進めるということになると、いろいろ給料は下がるということになってきます。北海道でいえば国家公務員の賃下げが260億円で、消費支出の減少が190億円という試算も出ております。これは地域経済に必ずマイナスの影響を及ぼすのではないかという話になっております。当然自治体から賃下げは困るという話を上に上げていく必要もあると思うのですけれども、それについて二つどうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 歌志内の場合は、人事院勧告に準拠するといいますか、そういう形で特別の事情がない限り人事院勧告を条例に反映させてきたと。もちろん市職労との労使交渉を経てということでございます。また、議会の理解をいただきまして、過去から現在に至るまでそのような答申をしてきているということでございます。

ただ、国のほうで示した人事院勧告とは違う市独自の給与表をつくるということになります

と、ラスパイレス指数の問題もございまして、やはりこの100を超えるということになりますと、そこに国からの干渉を受けるということも懸念されますので、決して歌志内の職員は周辺から比べて給与が高いと私は思っておりません。ただ、許される範囲内で考えていかなければならない。それから過去からの今申し上げました組合との経過もございまして、その辺を十分配慮しながら、労使関係において交渉の結果、また、議会のほうへ提案をする、そして御理解をいただくと、こういう経過になるかなとそのように思います。

○議長（山崎数彦君） ほかに、ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 資料のほうの3ページで説明されたのですが、通勤手当イからスまで、それぞれ支給されている職員数がわかれば教えていただきたいのですが、それと同時に、この通勤手当の支給のない職員、ということは徒歩でというか、その人数がどのぐらいいるのか、それがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 大家総務課主幹。

○総務課主幹（大家浩二君） 通勤手当に関してでございますが、一般会計で申しますと100人中今回の交通用具使用者について36人該当しております。区分、片道5キロ以上10キロ未満が30人、片道15キロ以上20キロ未満が3人、片道20キロ以上25キロ未満が3人の計36人です。また、非該当の内訳といたしましては、バス等の交通機関の利用者が1人、それから片道2キロ未満で通勤手当が該当しない方が43人、片道2キロ以上5キロ未満で今回引き上げの対象とならない2,000円支給という方が20人の計64人いるということでございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） であれば、最長がオのランク20キロから25キロということですが、これは場所はどの辺から通われて、その通う理由というのがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

大家総務課主幹。

○総務課主幹（大家浩二君） 一番遠い方で滝川と芦別から通われている方で、その理由としては、配偶者の仕事等の関係で市外から通われているということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 議案第45号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第45号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、国家公務員の一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

（歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）。

第1条、歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の205」を「100分の212.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第4項、平成26年12月に支給する期末手当に限り、第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に100分の220を乗じて得た額とする。

（歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正）。

第2条、歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和29年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の205」を「100分の212.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第12項、平成26年12月に支給する期末手当に限り、第5条第4項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に100分の220を乗じて得た額とする。

附則。この条例は、平成26年12月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） まず、1点目は、提案理由でございますけれども、国家公務員の一般職の職員の給与改定に準じということになっておりますけれども、何かなじまないような気が

するのです。ということは、例えば今後、来年でも再来年でも職員の給与改定があったらこのように、個々でこういう提案ですから今後このような提案になるのかなということで、私は職員と、それから議員とか三役というのですか、全く別だと考えているのです、この給与とか手当についてはですね。ですから、何かなじまないような気がするのですけれども、その辺いかがですか。

それから、今回の議案で議員あるいは三役、そのように改定をするわけですがけれども、ここ1週間前ごろから新聞の報道を見ると、あちこちで臨時会を開いて職員の給与改定をやっているようですがけれども、新聞を見る限りでは職員の給与は人勧どおり上げましたよという記事だけで、こっちはほうは全然どこも載ってないのですよね。それで、もし、もう臨時会を開いた市町村で議員、それから三役の手当を改定したところがあればお知らせを願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

村上市長。

○市長（村上隆興君） 2点の御質問と思います。

最初の御質問については私のほうからお答えをして、2点目については資料を含めて所管のほうからお答えしたいと思います。

人事院勧告が出るたびに、それに対してどう対応するかということになりますが、歌志内としては、報酬を人事院勧告が出て職員の給与改定が行われて、それにあわせて特別職の報酬を改定するかどうかということになるかと思いますが、今回の給与改定につきましては、私どもが報酬の改定をするという考えはございませんでした。したがって、特別職の報酬審議会というところで市民の意見を聞くということになるのですが、今回は開催しなかったと。従前この報酬額を変更するということになると、これはやはり特別職の報酬審議会を開催して、そこで市民の意見を確認して、改定するかしないかということになるかと思いますが、大体歌志内の場合は白紙諮問のほうが多いと思いますので、特別職の報酬審議会から示された額をそのまま改定するか減額して改定するかという判断が、そこで行われてきた経過があるのではないかと考えております。

したがって、人事院勧告によって職員の給与が増額改定されたとしても、イコールで報酬が改定されるということには私はなっていないと、そのように考えております。

○議長（山崎数彦君） 大家総務課主幹。

○総務課主幹（大家浩二君） 近隣市町の実施状況についてでございますが、臨時会開催前の調査結果ということで御了承いただきたいと思っております。当市を除く近隣の7市5町に調査をしたところ、一般職員に準じて特別職の期末手当を0.15月引き上げると回答したところが7市4町、未定としているところが1町という結果でございました。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それは聞いてます。それで実際に、こういうものはそれぞれその市町村に事情があって、議会が通るまでは上げたいと思っているというふうな回答あると思うのですよ。それで私の聞きたいのは、臨時会も上げるとすれば、滝川かどこかできょうが最後だと

思っているのですよね。それで、もう既にやったところで可決されたところがありますので、その結果を聞きたいと思っているのですけれども、調べてないとなれば、これ仕方ないと思いますけれども、その辺いかがですか。

○議長（山崎数彦君） 大家総務課主幹。

○総務課主幹（大家浩二君） 申しわけございません。結果については調べておりません。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 参考になるかどうかわかりませんが、昨日まで首長さんたちとお話した中では、提案した内容について修正、あるいは否決されたというお話は、その中では伺ってはいないということも参考までにお伝えしたいと思います。きょう滝川、十津川、そして私どもが臨時会を開催するという予定になっていると思います。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第45号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

議案第47号から議案第49号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第47号より、日程第9 議案第49号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第47号と議案第48号の補正予算につきまして、一括御提案申し上げます。なお、議案第49号は市立病院事務長から御提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

議案第47号平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）。

平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,281万2,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

1款1項1目とも議会費3節職員手当等30万4,000円の増額補正は、議員期末手当の増で、改正内容につきましては先ほど議案説明のありましたとおりでございます。

3款民生費1項社会福祉費5目医療福祉費、28節繰入金7万2,000円の増額補正は国

民健康保険特別会計への繰出金の増でございますので、その会計のところで御説明いたします。

4 款衛生費 3 項 1 目とも病院費 2 8 節繰出金 4 7 0 万 3, 0 0 0 円の増額補正は退職予定医師の後任として中途採用した医師にかかる在職医師と重複する 2 カ月相当分の人件費について、一般会計から繰り入れするものであります。

1 4 款 1 項とも職員費 1 目職員給与費 2 節給料 4 2 0 万 7, 0 0 0 円の増額補正は、人事院勧告に伴う給料表改定等による一般職給の増、3 節職員手当等 5 8 4 万 1, 0 0 0 円の増額補正は給料表改定及び勤勉手当の支給割合引き上げに伴う一般職手当及び特別職期末手当の支給割合引き上げに伴う特別職手当の増で、改正内容は先ほど議案説明のありましたとおりでございます。

4 節共済費 2 7 3 万 1, 0 0 0 円の減額補正は、主に負担率改定による共済組合追加費用額の減及び給料表改定等による退職手当組合納付金の増であります。

1 5 款 1 項 1 目とも予備費 2 3 9 万 6, 0 0 0 円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3 ページをお開き願います。

1 8 款 1 項 1 目とも繰越金 1 節前年度繰越金 1, 0 0 0 万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

以上で議案第 4 7 号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 4 8 号の国民健康保険特別会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第 4 8 号平成 2 6 年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 2 6 年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3, 3 6 7 万 2, 0 0 0 円とする。

2 項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5 ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 2 節給料 1 万 3, 0 0 0 円の増額補正は、人事院勧告に伴う給料表改定による一般職給の増で、3 節職員手当等 5 万 9, 0 0 0 円の増額補正は、給料表改定及び勤勉手当の支給割合引き上げに伴う一般職手当の増であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3 ページをお開き願います。

2 款 1 項とも繰入金 1 目 1 節とも一般会計繰入金 7 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、歳入歳出予算の増減調整により一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、議案第 4 8 号の国民健康保険特別会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） ー登壇ー

議案第49号平成26年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の第1款病院事業収益の既決予定額5億6,489万4,000円に470万3,000円を増額して5億6,959万7,000円に改めようとするもので、その内訳は、第2項医業外収益の既決予定額に470万3,000円を増額して1億4,054万4,000円に改めるものであります。

支出の第1款病院事業費用の既決予定額6億3,939万5,000円に1,465万4,000円を増額して6億5,404万9,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額に21万6,000円を増額して6億2,934万5,000円に、第3項特別損失の既決予定額に1,443万8,000円を増額して1,453万8,000円に改めるものであります。

第3条は、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第1号職員給与費「3億8,258万7,000円」から88万4,000円を減額して「3億8,170万3,000円」に改めるものであります。

第4条は、予算第8条に定めた他会計からの補助金1億2,370万5,000円に470万3,000円を増額して1億2,840万8,000円に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出の支出から御説明いたしますので、2ページをお開きください。

支出の1款病院事業費用1項医業費用1目給与費の88万4,000円の減額補正の内訳は、（給料）1節医師給651万6,000円の増、これは本年10月1日付で着任された固定医師の給与及び人事院勧告に伴う給料表改定の増であります。2節看護師給12万6,000円の増及び3節医療技術員給6万9,000円の増は、人事院勧告に伴う給与改定の増であります。4節事務員給38万8,000円の増は、人事院勧告に伴う給与改定の増及び人事異動に伴う増であります。（手当）5節医師手当661万1,000円の増、これは新たに着任されました固定医師にかかる諸手当の増及び人事院勧告に伴う勤勉手当の支給割合引き上げの増であります。なお、勤勉手当には院長の増額分も含まれております。6節看護師手当90万9,000円及び7節医療技術員手当19万4,000円の増は人事院勧告に伴う勤勉手当の支給割合引き上げの増であります。8節事務員手当47万9,000円の増は人事院勧告に伴う勤勉手当の支給割合引き上げの増及び人事異動に伴う期末住居手当の増であります。10節報酬800万円の減は本年11月30日付をもって退職される嘱託医師の報酬4カ月分を減ずるものであります。11節法定福利費527万7,000円の増は社会保険等給付金を除き新たに着任されました固定医師にかかる共済組合納付金等の増であります。なお、共済組合納付金には当初予算における地方公営企業会計制度の改正に伴う賞与引当金関連経費の計上誤りにかかる修正による増を含んでおります。社会保険等給付金の減は退職される嘱託医師の減額分であります。

次ページ、12節賞与引当金繰入額1,345万3,000円の減は、先ほど申し上げました当初予算における地方公営企業会計制度の改正に伴う賞与引当金関連経費の計上誤りにかかる修正により皆減とするものであります。

次に、3目経費110万円の増額補正は、7節光熱水費の増であり、これは電気料金値上がりによる増であります。

3項特別損失3目1節ともその他特別損失の1,443万8,000円の増額補正は、先ほどの御説明のとおり当初予算における地方公営企業会計制度の改正に伴う賞与引当金関連経費の計上誤りにかかる修正により皆増とするものであります。

1ページへお戻りください。

収入の1款病院事業収益2項医業外収益1目他会計補助金1節一般会計補助金の470万3,000円の増額補正は、本年10月1日付で着任された固定医師の2カ月相当分の人件費を一般会計から繰り入れるものであります。これは11月30日付をもって退職される嘱託医師と重複する2カ月相当分の人件費を一般会計から繰り入れてもらうものであります。

次に、4ページから10ページまでの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、最後の12ページをごらん願います。

予定貸借対照表の資本の部の下から5段目、ロの当年度純損失は既決予定額より1,134万1,000円を増額した8,873万8,000円となり、年度末の累積欠損金は9億5,481万3,000円となる見込みであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより、議案第47号平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 1点だけお伺いをいたします。

病院の関係なのですけれども、6ページです。繰出金で先ほどの提案理由を聞きますと、2カ月医師がダブったのでその分を一般会計から繰り出すよということだというふうに聞きました。

それで、病院に対しての繰出金は以前から交付税のルール分というのですか、その分を病院に繰り出すよということで従前からずっとそういうふうに来てきたのですよ。それで今回重複したのは間違いないのですけれども、2カ月分をどんな根拠で病院に繰り出すのか、その根拠を知りたいと思うのですけれどもよろしくお願ひします。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 繰出金の根拠ということでございますが、地方公営企業につきましては独立採算性が原則となっております。しかし、その公営企業の中で病院等につきましては、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費と、あともう一つその公営企業の性質上能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費、これは当市の場合不採算地区の病院でございますので、このようなものについては一般会計が負担するものとされております。

それで、今回の重複の経費につきましては、病院事業の収入で賄うことが困難と思われる臨時的経費相当分ということで、この部分については繰り出しすることとしております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それであれば、今の補正でなくて3月の補正でも間に合うのではないかという気がするのですけれども、なぜそれでは総体的に病院で、最終的に病院なら3月31

日で決算するわけですから、今のこの議会で補正しなくてもトータルでそういうことであるのであれば3月で十分に合うと思うのですけれども、それではなぜ今補正しなければならないのか、その理由をお伺いしたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 3月で間に合うのではないかとということでございますが、予算的にはそのような形になると思いますけれども、今回病院のほうで人件費のこの部分を補正するというのと、やはりその発生源ということで、発生したときにわかるものについては計上をするべきものというふうに判断をして、今回繰り出しの対象に入れております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それではお伺いしますけれども、これは今答弁がありましたように、そういうどうしても今回の議会で補正しなければならない性質のものなのか、もう一度はつきりお答えを願いたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） この部分につきましては病院のほうの支出が伴いますので、病院の収支を図るといふ部分でも一般会計でその部分に繰り入れをしまして、そのときの収支の均衡を図るといふ意味で今回繰り出しの対象としております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○議長（山崎数彦君） これより、議案第48号平成26年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（山崎数彦君） これより、議案第49号平成26年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第49号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、平成26年歌志内市議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前11時19分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 川 野 敏 夫

署名議員 女 鹿 聡